

アイ・エス・オー有効活用センター 定款

第1章 総則

第1条 組織名称

本法人は特定非営利活動法人 アイ・エス・オー有効活用センターという。

第2条 事務所

本法人は主たる事務所を京都府京都市西京区大原野上里北ノ町563番地45
(株)地域環境システム研究所内に置く。

第3条 目的

本法人は、国際規格で定める環境、品質等のマネジメントシステムが有効かつ効果的に活用され、環境効率性の高い社会形成に寄与するように、企業、組織、地域を支援するとともに、諸活動を通じて地域の環境保全等の推進を図ることを目的とする。また、企業、組織、地域が自主、自立的な健全化を図り、経済的持続性と環境の継続的改善が達成されるように支援する。

第4条 活動の種類

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表5号(環境の保全を図る活動)を行う。

第5条 事業

本法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- 1) ISO規格の自己宣言型組織への監査、評価、及び助言
- 2) 企業、組織、地域へのコンサルティングとISO構築、改善及び活用支援
- 3) 環境会計、環境報告書等の作成を含む環境経営の支援
- 4) 環境プランナーの支援及び養成
- 5) 講演会・講習会・セミナー等の開催
- 6) 出版、文献販売事業
- 7) エコ商品、グリーン購入品の広告宣伝及び販売事業

第2章 会員

第6条 会員種別

本法人の会員は、下記の種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- 1) 正会員は、第3条の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人、団体で、事業への関与によってA会員、B会員とする

- 2) 賛助会員は、事業に賛助し、組織の改善に ISO を活用しようとする団体
- 3) 顧問会員は、事業に賛助し、助言や指導を行う個人、団体

第7条 入会

本法人への入会希望者は、事務局に届出、理事会の承認を得る。理事会は正会員、賛助会員の申し込みについては正当な理由がない限り入会を認める。ただし、入会を認めない場合は理由を付した書面をもって当人に通知する。顧問会員は、届出を要せず理事会の推薦及び本人の同意によって委嘱され、会費の徴収は免除される。

第8条 入会金及び会費

会員は、総会において別途定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 退会

本法人からの退会は、理事会が以下に該当すると確認したとき退会する。

- 1) 退会届を理事会に提出したとき
- 2) 本人の退会意思を理事会が確認した場合
- 3) 総会に3回連続参加がなく、連絡しても本人からの連絡がない場合
- 4) 会員が死亡又は会員である団体が消滅した場合

第10条 除名

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数2分の1以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) この定款に違反したとき。
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条 抛出金品の不返還

会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

第12条 役員種別

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 5 役員は以下のように選任する。
 - 1) 理事は会員の推薦又は立候補により、総会にて決定する
 - 2) 理事長、副理事長、専務理事は、理事の互選により定める。
 - 3) 監事は、非会員の適切な人を総会にて決定する

第13条 役員任期

任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第14条 役員職務

理事長は、本法人を代表し、その全体業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は理事長があらかじめ指名した順序により、その任務を代行する。
- 3 専務理事は、事業計画の推進に努め、事業を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 1) この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査するとともに、会計監査を担当する。また、総会にて状況報告と意見を述べるができる。
 - 2) 監査の結果、業務、財産管理、法令、もしくは定款の遵守に関し、不正又は重大な違反の事実が発見された場合には、総会又は所轄庁に報告する。
 - 3) 前号の報告のために必要があれば臨時総会を招集することができ、業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べるができる。

第15条 解任

役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第16条 報酬等

役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

第17条 開催

通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めたとき。
 - 2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - 3) 監事が招集したとき。

第18条 権能

総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 合併
- 4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- 5) 事業報告及び活動決算
- 6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- 7) 入会金及び会費の額
- 8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 9) その他運営に関する重要事項

第19条 招集

総会は、理事長が招集する。ただし、監事は重大な不正等の事変を発見した時には、総会を招集することができる。

- 2 総会は正会員をもって構成し、書面表決書、委任状、電子メールによる表決を含め、全正会員の2分の1以上の出席で成立する。
- 3 理事長は、第17条2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

第20条 議決

総会における議決事項は、第19条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 議決は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところとする。前条第2項に規定する委任状、書面表決書、電子メールによる表決者は、出席したものとみなす。

- 3 総会に参加できない正会員は、他の正会員に表決を委任することもできるし、あらかじめ電子メール、書面でもって表決の意を表明することもできる。

第 21 条 議事録

総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- 1) 日時及び場所。
 - 2) 正会員の現在数。
 - 3) 出席した正会員の数(書面又は電子メールによる表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
 - 4) 審議事項及び議決事項。(審議概要を含む)
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が記名、押印しなければならない。

第 5 章 理事会

第 22 条 理事会

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。理事会は、総会で決められた方針、計画に沿って会務、事業の実施に責任を負う。
- 3 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - 1) 総会に付議するべき事項
 - 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - 3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 4 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 1) 理事長が必要と認めたとき
 - 2) 理事総数の 2 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- 5 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。
- 7 理事会の議長は、理事長があたり、議決は理事の過半数をもって決する。
- 8 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項については、他の理事に表決を委任することもできるし、あらかじめ電子メール、書面でもって表決の意

を表明することもできる。

第6章 資産、会計及び事業計画

第23条 資産

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 財産目録に記載された財産
- 2) 入会金及び会費
- 3) 寄付金品
- 4) 財産から生じる収益
- 5) 事業に伴う収益
- 6) その他の収益

第24条 資産の区分

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業のみとする。

第25条 資産の管理

資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第26条 経費の支弁

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第27条 会計の区分

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業のみとする。

第28条 事業計画及び予算

この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第29条 予備費の設定及び使用

前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を儲けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第30条 暫定予算

第26条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第31条 事業報告書及び決算

理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第 32 条 事業年度

本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

第 33 条 設置

この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

第 34 条 書類及び帳簿の備置き

主たる事務所には、特定非営利活動促進法第 30 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章 定款の変更及び解散

第 35 条 定款の変更

この定款の変更は、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 36 条 解散

この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 1) 総会における出席正会員の 4 分の 3 以上の議決。
- 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- 3) 正会員の欠亡。
- 4) 合併。
- 5) 破産。
- 6) 所轄庁による認証の取消し。

第 9 章 雑則

第 37 条 公告

この法人の公告は官報により行う。

第 38 条 委任

この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - 1) 正会員
 - A 会員 入会金 10,000 円 年会費 0 円
 - B 会員 入会金 5,000 円 年会費 0 円
 - 2) 賛助会員
 - 入会金 20,000 円 年会費 0 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 13 条の規定にかかわらず、平成 16 年 5 月 31 日までとする。
 - 1) 理事長
 - 氏名 ・井 郁次郎
 - 2) 副理事長
 - 氏名 小幡 範雄
 - 氏名 奥村 益作
 - 3) 専務理事
 - 氏名 西田 一雄
 - 4) 理事
 - 氏名 吉岡 宣隆
 - 氏名 飯田 舟子
 - 氏名 ・ 説
 - 5) 監事
 - 氏名 吉川 了平
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 28 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は第 3 条の規定にかかわらず成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

附則 この定款は定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は定款変更認証の日から施行する。